

令和4年度 西播磨縁結び推進員の募集



兵庫県西播磨県民局では、結婚に関する相談やお見合い相手の紹介などの縁結び活動を行っていただける「西播磨縁結び推進員」を募集しています。

活動内容

- ・ 独身男女への 結婚の働きかけ
- ・ 独身男女やその親族等からの 結婚相談対応
- ・ 結婚を希望する独身男女の 引き合わせ
- ・ 西播磨結婚応援企業の 登録の働きかけ
- ・ 西播磨縁結び推進員の 登録の働きかけ

★ 随時お届けする、西播磨地域の出会いイベントの紹介や結婚情報フリーペーパーの配布、西播磨出会いサポートセンターのパンフレット配布だけでも結構です。（西播磨出会いサポートセンターのパンフレットは、西播磨県民局までお申し付けいただければ必要部数をお届けします。）

★ 西播磨結婚応援企業は、従業員の出会いや結婚を応援する企業です。詳細については、別チラシ「西播磨結婚応援企業の募集」をご覧ください。なお、働きかけに必要な募集チラシ、応募用紙等は、西播磨県民局までお申し付けいただければ必要部数をお届けします。

★ 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）での結婚や子育ての良さを広くアピールして下さい。

★ 西播磨に関連した働きかけであれば、活動地域は問いません。

委嘱対象者

西播磨県民局長が委嘱します。委嘱された方には登録証を交付します。

◎ 以下の要件を全て満たす方

- ・ 西播磨地域内に在住または在勤・在学で、未婚者支援に誠実に取り組める30歳以上の方
- ・ 結婚紹介を生業としていない方
- ・ 地位を利用し、又はその活動上知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動など、結婚支援以外の活動を行わない方
- ・ 暴力団員等に該当しない方

委嘱期間

- ・ 委嘱日から令和5年3月31日まで（再任可）

謝 金

- ① 年度末に、活動実績報告書を提出していただきます。
- ② 必要な活動回数を満たしていれば、500円×委嘱期間の月数の謝金を一括して、各推進員名義の金融機関の口座に振り込ませていただきます。

【例】委嘱期間4月1日～翌年3月末までの場合 6,000円(12ヶ月×500円)

《注意点》

- ◎ 委嘱日に応じて、必要な活動回数が異なります。
 - ・委嘱日4月～7月…3回以上 / 8月～11月…2回以上 / 12月～翌3月…1回以上
- ◎ 月の途中で委嘱された方については、委嘱日が属する月を委嘱期間の始期とします。
- ◎ 活動内容は、表面記載の活動の、どの組み合わせでも(1種類を3回でも)結構です。
- ◎ 他の公費助成を受けている活動は対象にはなりません。
- ◎ 次の活動回数は1回とカウントします。
 - ・同一人物からの相談を同一日に複数回行った場合
 - ・同じ男女の引き合わせを同一日に複数回行った場合

その他

別途、研修会等を開催する予定です。(御出席1回につき交通費等として3,000円を支給させていただきます。※支給上限額があります)

応募方法

登録申請書に必要な事項をご記入のうえ、下記へ送付してください。

《登録申請書の入手方法》

- ① 「西播磨“結婚っていいな！”キャンペーン」ホームページに掲載の「西播磨縁結び推進員事業実施要綱」の中からプリントアウトできます。

キャンペーンホームページアドレス

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/whk02/kekkon/index.html>



- ② 西播磨県民局 県民交流室 県民活動支援課の窓口に備え付けています。
- ③ 西播磨県民局 県民交流室 県民活動支援課へ御連絡いただければ、送付させていただきます。

応募・問い合わせ先

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局 県民交流室 県民活動支援課 青少年指導官 山脇、斎藤

電話：0791-58-2131 FAX：0791-58-0523